

第 9 9 号議案

足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 9 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部を改正する条例

足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
(平成 6 年足立区条例第 5 5 号)の一部を次のように改正する。

別表商業地区 1 の項、商業地区 2 の項、沿道地区の項及び住宅地  
区 1 の項中「第 2 条第 1 項第 5 号、第 6 号及び第 8 号」を「第 2 条第  
1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

( 提案理由 )

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、規  
定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。